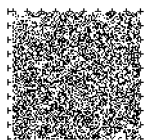


（仮称）久留米市障害を理由とする差別を なくす条例概要に関する意見募集

■ 説明

障害を理由とする差別の解消をより進めるための、基本的な理念やしてはならないこと、取り組んでいくことなど定める条例の主な概要



目次

【 1 】 総則

1-1	条例の目的について	1
1-2	条例で使用する用語の定義について	1
1-3	差別解消の推進における基本理念について	1
1-4	市の責務について	2
1-5	事業者の責務について	2
1-6	市民の責務について	2

【 2 】 差別の禁止

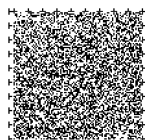
2-1	障害者差別の禁止について	2
2-2	分野別における不当な差別的取扱いの禁止について	2
2-3	市及び事業者の、合理的配慮の提供の義務について	3

【 3 】 差別解消のための体制

3-1	障害者が利用できる相談窓口について	3
3-2	調整委員会の設置について	3
3-3	調整委員会への申立てについて	4
3-4	申立て後の調査について	4
3-5	助言、あっせんについて	4
3-6	市長への措置の求めについて	4
3-7	市長が事業者等へ行う勧告等について	4

【 4 】 差別解消のための施策

4-1	施策を推進する基本となる事項について	4
4-2	啓発・理解促進について	4
4-3	情報発信について	4
4-4	教育・保育について	4
4-5	意思疎通支援について	5
4-6	話しやすい相談の場の充実について	5
4-7	環境の整備について	5
4-8	災害への備えについて	5



【1】総則

条例の目的など基本的なことを定めています。

1-1. 条例の目的について

- ・ 障害者差別解消の推進の基本理念を定める。
- ・ 市、事業者及び市民の責務を明記する。
- ・ 障害者差別解消を推進するために必要な基本事項を定める。
- ・ 地域共生社会の実現に寄与する。

1-2. 条例で使用する用語の定義について

障害者基本法や障害者差別解消法で既に定義されている用語ですが、条例で使用するため、改めて定義しています。

それぞれの用語の定義の内容は、法律と同じ意味となっています。

(1) 障害者とは

次の2つ該当する方

- ・ 身体、知的、精神障害(発達障害を含みます。)や、その他の心身の機能の障害がある
- ・ その障害と社会的障壁があることで日常生活又は社会生活が困難な状態にある

(2) 社会的障壁とは

- ・ 障害がある方が、日常生活や社会生活をする際に、障壁(妨げ)となるような事物、制度、慣行、観念など。

(3) 不当な差別的取扱いとは

- ・ 正当な理由もないのに
- ・ 障害があるということだけで
- ・ 障害の無い人とは違った
- ・ サービス等の内容や質を低下させるような対応

(4) 合理的配慮とは

- ・ 誰もが実質的に同等の日常生活又は社会生活を営めるように
- ・ 障害者やそのご家族等(本人が意思表示出来ないときに限る)からの要求に応じて
- ・ 適切に事物や制度などについて、柔軟に変更したり調整すること
- ・ ただし、社会一般から見て、合理的配慮をするときにかかる負担が重すぎる場合を除きます。

(5) 障害を理由とする差別

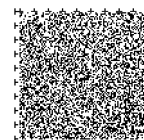
- ・ 「不当な差別的取り扱い」をすること
- ・ 「合理的配慮」をしないこと

(6) 事業者

- ・ 営利か非営利かは関係なく
- ・ 商業やその他のさまざまな事業を続けて実施する人・団体・企業

1-3. 差別解消の推進における基本理念について

- ・ 障害者が抱える問題は、障害者個人だけの問題では無い
- ・ 障害と社会的障壁が影響し創り出されている
- ・ 社会的障壁の除去は社会の責務
- ・ 心身の機能の障害は人類が持つ多様な個性の一つ
- ・ それを包含する地域共生社会を実現する



- 全ての障害者が障害の無い人と同等に基本的人権がある
- 障害者差別解消の啓発・学びを継続する
- あらゆる分野で社会的障壁の除去や合理的配慮を進める
- 誰も、障害者の権利利益を侵害してはならない
- 日常生活に限らず災害等の非常時も同じである

1-4. 市の責務について

- 条例の目的を達成するため、障害及び障害者に関する理解を促進し、障害を理由とする差別の解消を推進しなければならない。

1-5. 事業者の責務について

- 障害及び障害者に関する理解を深め、障害者差別解消に積極的に取り組まなければならない。

1-6. 市民の責務について

- 障害及び障害者に関する理解を深め、障害を理由とする差別の解消に努め、そして互いに尊重し助け合って、共生できる地域づくり努めなければならない

【2】差別の禁止

この章では、この条例で禁止することを定めています。

2-1. 障害者差別の禁止について

- 誰であろうと、障害者に対し、あらゆる分野で障害を理由とする差別をしてはならない

2-2. 「不当な差別的取扱い」の禁止について

市及び事業者に対し、正当な理由もなく、障害を理由とした行為を分野別に禁止します。

(1) 福祉サービス分野

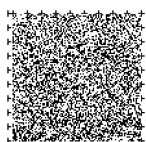
- 提供を断ったり、制限したり、条件をつける
- 本人の意思ではなく、または必要な相談や支援をしないで、障害者支援施設などへの入所や入居を強制する

(2) 医療分野

- 受診を断る、制限する、条件をつける
- 障害者本人やその家族等（本人の意思確認が困難な場合のみ。）に十分な説明をしないで医療を強制する。（自傷他害の恐れがあり、法令などに定めがある場合は除きます）
- 退院協議や検討をせず、社会復帰の促進を図らない

(3) 教育・療育・保育分野

- 必要な指導や支援をしない
- 意見を聴かず、意思を尊重せず、必要な説明もせず、進学先を決める
- 受験や入学を拒否する
- 障害のない学生とは違う条件を付ける
- 授業や行事への参加を拒否したり、制限したり、条件を付ける



(4) 労働・雇用分野

- 応募や採用を拒否、制限する、条件をつける
- 労働条件（賃金、福利厚生など）について差別する

(5) 商品販売・サービス分野

- 販売や提供を拒否、制限する、条件をつける

(6) 不動産分野

- 売買・賃貸などを拒否、制限する、条件をつける

(7) 公共施設分野

- 利用拒否、制限する、条件をつける

(8) スポーツ・文化芸術・生涯学習分野

- 参加拒否、制限する、条件をつける

(9) 情報提供等に関する分野

- 情報提供拒否、制限する、条件をつける
- 意志表示を受けることを拒否、制限する、条件をつける

(10) 災害対応分野

- 避難所や仮設住宅等の利用拒否・制限する・条件をつける

(11) その他の分野

- その他の分野でも、上記の分野と同様に禁止する

2-3. 合理的配慮の提供について

- 市と事業者が合理的配慮の提供を行わなければならない
- 市と事業者が障害者を雇用する際も、合理的配慮の提供を行わなければならない

【3】差別解消のための体制

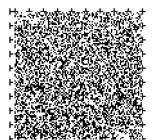
差別が起きた時に、解消するための相談窓口や、手続き、体制などを定めます。

3-1. 相談窓口について

- 市は、相談や紛争解決のための体制整備を図る
- 障害者本人や家族、その他関係者、事業者は、市に相談ができる
- 市は、差別の相談を受けたとき、必要な調査、事実確認をする
- 助言や当事者間の調整などを行い、解決するように取り組む

3-2. 調整委員会の設置について

- 紛争解決のための第三者機関として調整委員会を設置する
- この委員会は、市長が求めた時に助言やあっせんを行う
- 委員は、障害者当事者の団体などの代表者、障害者の権利擁護の法令や制度に詳しい専門家、大学教授などの学識経験者で、市長が委嘱する



3-3. 調整委員会への申立てについて

- ・ 差別相談をしても解決しないと思われるときは、委員会へ助言やあっせんを行うよう申立てすることができる
- ・ 障害者雇用促進法にすでに規定されている紛争については適用しない

3-4. 申立て後の調査について

- ・ 申立ての件について事実確認や必要な調査、協議をする
- ・ 委員会は当事者や関係者へ出席を求めることができ、それぞれから意見を聴き、資料の提出を求めることができる
- ・ 正当な理由がある場合以外は、当事者は調査や協議に協力しなければならない

3-5. 助言、あっせんについて

- ・ 調査や協議を終えると、委員会は当事者等へ助言やあっせんを行う。
- ・ 助言やあっせんが終了した時は、対応結果を当事者に通知し、市長に報告する

3-6. 市長へ措置を求めることについて

- ・ 調整委員会は、助言やあっせんを終了しても状況が改善せず、かつ悪質な場合は、市長に必要な措置をするよう求めることができる

3-7. 勧告等について

- ・ 市長は、措置を求められたときは、相手方へ改善を勧告することができる。
- ・ 市長は、正当な理由も無く、その勧告に従わないときは、内容について公表することができる。

【4】差別解消のための施策

市が進める差別解消の施策に関する基本的なことを定めます。

4-1. 施策を推進する基本となる事項について

- ・ 今後改正する基本方針の中で、次の4-2から4-8に基づいた施策（基本施策）を策定する
- ・ 久留米市障害者差別解消支援地域協議会から意見をもらい、施策への反映に努める

4-2. 啓発・理解促進について

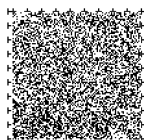
- ・ 当事者団体と連携した市民や事業者への広報と啓発、市職員研修を行う
- ・ 障害の有無に関係なく、相互理解を深められる機会や情報を提供する

4-3. 情報発信について

- ・ 障害福祉等に関する情報を全ての障害者が取得できる発信方法や環境を整備する

4-4. 教育・保育について

- ・ 教育機関や関係機関と調整をしながら、インクルーシブ教育や保育の取り組みを進める



4－5．意思疎通支援について

- 障害に応じたさまざまなコミュニケーション手段・意思疎通手段の利用をすすめ、情報の取得しやすさを進める。
- 意思疎通支援者の養成や活動を支援し、意思疎通支援者を増やすよう取り組む。

4－6．話しやすい相談の場の充実について

- 障害当事者団体等と連携して、様々な場で話された相談が解決につながる体制づくりを進める。

4－7．環境の整備について

- 市又は事業者が施設を整備する場合は、福岡県福祉のまちづくり条例の主旨や目的に沿うように進める。

4－8．災害への備えについて

- 当事者団体等と連携し、障害の特性などに配慮した防災情報の発信や防災講座等の開催を進める。

